

岩手県告示第676号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年9月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
ふくもりたこどもクリニック・アレルギー科	二戸郡一戸町一戸字向町109番地	平成25年7月16日
水沢みなみ皮フ科	奥州市水沢区真城字杉山下70番地1	平成25年8月1日
つくし薬局 沼宮内駅前店	岩手郡岩手町大字江刈内第7地割10番地3	〃
佐藤整形外科クリニック	岩手郡岩手町大字江刈内第7地割10番地1	〃
庄子医院	釜石市只越町二丁目2番10号	〃
星こどもクリニック	大船渡市猪川町字前田6番地5	平成25年8月17日